

令和2年度

第2回ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

2020年7月30日(木)

午後2時開会

○事務局（中丸） それでは定刻となりましたので、令和2年度第2回ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会を開催いたします。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

本日、木村会長が若干遅れるということでご連絡をいただいております。星谷委員は欠席の連絡はないのですけれども、まだ来られておりませんが、会議の成立につきましては、ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱第6条の規定に定めます半数以上の出席が認められておりますので、この会議が成立していることを申し添えさせていただきます。

続きまして、本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。

本日のこの会議におきましても公開を原則として運営してまいりたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（中丸） ありがとうございます。

それでは、傍聴者の確認をさせていただきます。

○事務局（中田） 本日の傍聴者はいらっしゃいませんでした。

○事務局（中丸） いらっしゃいませんでしたので、進めさせていただきます。

今期につきましては、新たに委員となられていただきました方もいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

また、先ほど次第の裏の名簿に書いてありますご自分の氏名や役職等のところに誤りがなにかどうかご確認いただきまして、何かありましたらお知らせください。こちらの記載内容につきましては次期プランに掲載を検討しておりますので、確認をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員の皆様からの自己紹介をお願いしたいと思います。毎回で申しわけございませんが、東委員から反時計回りに回っていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○東委員 一番上にあります東といいます。ファザーリング・ジャパンというお父さんのNPOの団体にて、自分が住んでいるのは逗子市ですけれども、30歳ぐらいのときに藤沢市に

も住んでいたことがあって、いろいろご縁があります。今度で2期目になります。よろしく  
お願いします。

○飯島委員 かながわ女のスペースみずらという団体から来ました事務局長の飯島と申します。  
私たちの団体は、約30年間にわたって電話相談、あと施設等の運営におきまして女性支援を  
続けてまいりました。よろしく願いいたします。

○井澤委員 藤沢の民間保育園園長会、吉田委員の後任でやってまいりました、藤沢ひばりっ  
こ保育園の園長をしております井澤美幸と申します。よろしく願いいたします。今、民間  
保育園ですが、しばらく長いこと公立の保育園でもお世話になりましたので、またよろしく  
お願いしたいと思います。

○小野委員 小野隆弘と申します。藤沢市の体育協会を長くやっておりますけれども、そちら  
から出させていただいて、一番長い期を務めているかと。何かと勉強させていただいていま  
すので、よろしく願いいたします。

○片岡委員 恐らく小野委員の次に長い片岡理智です。フリーのジャーナリストをしておいま  
して、当協議会から人権のほうの協議会にも出させていただいております。一応そちらでは  
座長をしております。よろしくお願いします。

○小林委員 藤沢市青少年指導員協議会の小林です。よろしく申し上げます。私どもの協議会  
は、神奈川県からと藤沢市から委嘱を受けて、青少年の健全育成と非行防止を目的に活動し  
ております。よろしく願いいたします。

○宮城委員 2期目になりますNTT労働組合の宮城と申します。皆さんご存じのとおり、労  
働組合は女性の参画が遅れている団体ですので、一つでも勉強して帰りたいと思っております。  
よろしく願いいたします。

○宮川委員 慶應義塾大学看護医療学部の宮川と申します。よろしく願いいたします。3期  
目になるのですが、相変わらず勉強させていただいてばかりなのですが、大学でも男  
女共同参画のプロジェクトをやっておりますので、いろいろ交流ができればと思います。よ  
ろしく申し上げます。

○樋浦委員 樋浦敬子といいます。下から4つ目です。市民公募委員として2期目の最初とい  
うことで、よろしく申し上げます。2010年まで県立高校の教員をしておりました。それから、  
山川菊栄記念会というところの事務局長をやっております。また、それとは別のグループで  
デートDVの防止とかDV加害者更生プログラムをやったりしておりますので、そういう視  
点からの発言が出てくると思います。よろしく願いいたします。

○富山委員 富山渉と申します。公募でまいりました。2期目になります。普段は、いろいろな市民活動に参加しているのですけれども、基本的には市民活動の支援などに取り組んでおります。勉強しながらですけれども、ともに進んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田坂委員 田坂と申します。人権擁護委員会からこちらに来ております。たしか2期目だったと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 高橋晴子と申します。今回から市民公募ということで委員をさせていただきます。よろしくお願いいたします。この3月まで、いわゆる1万人を超えるような大きな会社で働いていたのですが、3月に退社して、今無職です。それまで、最後の5年ぐらいは部長もやっていたので、女性の管理職であったり女性で長く働き続けるとか、あと、ほとんど藤沢市に住んでいましたので、ここの保育園にもお世話になったり、いろいろお世話になってきましたので、藤沢市にこれまでの経験を生かして支援したいと思い応募いたしました。よろしくお願いいたします。

○井上委員 井上と申します。名簿でいうと4人目ですね。神奈川大学の法学部で教員をしています。専門は法哲学とジェンダーをやっております。2期目ですかね。こういう自治体のほかのところでもやっていますけれども、こうしてみんなでいろいろな意見交換をしたり意見を闘わせたりという、そのこと自体に意味があると私は思っているんで、皆さんと一緒にこういうプランの立案を通じて、あるいはもっと、そうじゃない日常的なことも含めていろいろなお話ができるのを楽しみにしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（諏訪間） それでは、事務局のご紹介をさせていただきます。第1回会議を5月26日に開催いたしました。通常であればそのときにごあいさつをさせていただくところでしたけれども、書面開催でしたので本日の会議でごあいさつをと考えておりましたが、あいにく市長と部長におきましては、本日、公務のためこちらに出席ができませんでした。部長からも市長からも、委員の皆様にはぜひよろしくお願いいたしますというメッセージをいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

私は、この4月から人権男女共同平和課の課長を拝命しました諏訪間と申します。もともと藤沢市では北部の湘南台のほうに何軒か諏訪間という名字はありますけれども、恐らく珍しい名字かなと思います。人権男女共同平和課の業務自体は初めてという形になりますので、どうぞご指導とあわせてよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局（中丸） 主幹の中丸と申します。よろしくお願いいたします。私は3年目になるのですけれども、まだまだ勉強不足で、皆様にお力添えをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（古谷） 4月に私も異動してまいりました課長補佐の古谷と申します。ここの課は数年前におりまして、また今回戻ってきて、男女プランの担当をさせていただいております。なかなか皆様にお会いできる機会がなくて、今日初めてお会いさせていただきますけれども、今年是这样い状況の中でプランは1つのかなり大きな柱になってくるという認識でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中田） 担当の中田と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。皆様にはいろいろと連絡事項等でご連絡をとることが多くなると思います。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中丸） ありがとうございます。また、本年もよろしくお願いいたします。
- では、ここからの議事進行につきましては、副会長の井上委員にお願いいたします。
- 井上副会長 会長があと15分ぐらいで、今、駅に着いたぐらいですかね。今、走っているかもしれないませんが、遅れられるということで、私がかわりまして進行を務めてまいります。90分縛りということですので、議事の進行のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。
- 今年度初めて皆様集まったの会議になりますので、進め方で改めてお願いがございます。
- 議事内容について議事録を作成、公表している点と、発言の公平性の点から、発言の際には挙手をいただき、私から指名いたしますので、その上での発言という形でお願い申し上げます。
- それでは、次第に沿って順次進めてまいります。先ほど申し上げましたけれども、会議時間短縮のため、議題1と議題2につきましては、まとめて進行させていただきます。
- それでは、まず議題1と議題2、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局（中田） それでは、事務局の中田から説明させていただきます。議題1、審議会等への女性の登用状況についてと、議題2、「ふじさわ男女共同参画プラン2020（改定版）」事業の進捗状況について説明させていただきます。
- こちらの2つは、事前に資料を送付させていただきました、質問、ご意見等についても事前に送付でお願いしておりました。それぞれ例年、定例的に報告を差し上げているものがありますので、内容については、事前送付させていただいた資料で書かせていただいております。事前に募集しました質問、ご意見ということで、こちらのほうで回答させていただきます。

す。

まず、議題1につきまして、高橋委員から、女性の雇用率を上げるためにということで幾つかご意見をいただいております。時限的なクォーター制の導入やトップダウンでの女性の指名、また、後任を定めて候補者の女性を確保するとともに、確保が難しい場合には、理由と対応策の方向を求めているかどうかという形でご意見をいただきました。

こちら藤沢市の審議会等では、さまざまな意見をいただくため、学識経験者や関係団体からの推薦、公募委員など、この男女共同参画プラン推進協議会もそうですけれども、構成がされております。その委員の選出に当たっては、各団体等へ推薦を依頼する際に、女性の選出を積極的に依頼しているのですけれども、その選出を決定するのが、やはり団体のほうにある程度委ねられてしまうところがございます。その団体内での役割ですとか、あるいはこの協議会にはこの人に行ってもらいたいといったところの意向というところもございまして、なかなかその際に女性が選出いただけないことも多くある状態でございます。

また、学識経験者につきましては、その協議会によってそれぞれ専門の分野が変わってまいります。その際に、専門性が深く、それに該当するような女性がなかなか見つけられない、あるいは、見つかっても、ほかの審議会等にとられてしまっていること、パイの奪い合いになってしまっている現状もございまして、そこのところもなかなか選出に至らない、また、前からやっていた先生がまだ続投のご意向だとか、そういうところでなかなかまだ女性の選出に至っていないという事例もございます。

関係各課に委員選出の際には、人権男女共同平和課に事前に連絡をいただき、女性の選出に協力いただく中で、区分の見直しですとか、あるいは今後の女性の進出というところで、担当課とも調整を進める中で事前協議をして、女性登用率の向上に向けて取り組んでいるところではございます。なかなか目に見えるほどの効果が上がってはいませんが、各課に女性登用の意識を根づかせていくというところで引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

高橋委員から、議題2についてのご意見をいただいております。今般、新型コロナウイルスの影響で事業の推進が難しいものについては、オンラインに切り替えたりとか、オンラインの比率を増やすといった形での事業の展開をしていってはどうかということでご意見をいただいております。

こちら、事業の推進が難しいものとしては、例えば講演会ですとか研修の実施とかといったものが今挙げられるかと思っております。こちらについて、本課では講演会についてオンライン

での開催を検討するですとか、そういった形の新たな実施手法を探っているところがございます。

今後についても、状況を注視しながら、その他の事業で、オンラインに移行できるものですとか、また、実施手法自体を変える必要があるものもあるかと思えます。そのあたりも含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、議題2については、樋浦委員からもご意見をいただいております。お手元に配付しております資料3「ふじさわ男女共同参画プラン2020重点目標ごとの成果指標」の中にごございます重点目標3、男女の仕事と生活の調和に記載されております6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間の数値のところですが、こちらが、平成30年度の市の実績が国の数値、そこに書いてある当初数値を大きく上回っております。また、その数値が目標値もかなり上回っているのですけれども、これはどの数値の集計をしているのかというところと、あとは、これだけ大きく上回ってはいるけれども、藤沢市はそれだけ男性が家事に積極的なのかと言われると、そういう感じでもないというようなところもありますので、この目標値としてこの数値を使用することが適切なかどうかという形でご意見をいただいております。

まず、この数値についてですけれども、平成30年度の男女共同参画に関する市民意識調査における家庭生活についての中にあります「家庭における役割分担の状況」の中で集計、この回答の数値をもとに掲載しております。この数値ですけれども、こちら、国の数値につきましては、社会生活基本調査をもとに算出されておまして、こちらは、国の調査では日ごとの行動タイムラインに書き込むような形で調査されております。なのでタイムラインから、ここまで何をやりました、何をやりましたと細かく抽出できます。対して、今回、藤沢市で算出しております数値については、市民意識調査の回答をもとに算出しているのですけれども、こちらは、回答者がこの家事について、自己申告で何分ぐらいやりましたという形で回答するものになっております。こちらの何分か自己申告するという関係上、家にいる間はずっとやっています、というようなとり方をされる方も恐らくいらっしゃるかと思います。また、いわゆるながら家事、ながら育児といったところの時間も含まれていると考えますと、そういったものが含まれた結果、かなり高い数値になっているのではないかと推測しております。

今回ご指摘いただいた箇所については、プランの成果目標に掲載されているが、関連する評価方法や集計方法が考慮されていなかったというところがあり、平成30年度の市民意識調

査で設問に新たに加えたところもございます。なので、これはこれまで継続してとってきた数値ではないというところもございます。そういうところを含めて、次期プランを今回もご検討いただきますけれども、その策定に合わせて成果指標といった部分も見直しを進めていくようになるかと思えます。今後そういった部分についてもご意見をいただくことがあるかと思えますので、その際には、どうぞご意見いただくようによろしくお願いいたします。

事務局から、いただいた意見に対する回答は以上でございます。お願いいたします。

○井上副会長 ありがとうございます。ご意見いただいた方、そのほかの方でも何かご意見、質問等ありますか。よろしいでしょうか。

○樋浦委員 市民意識調査というのは、ホームページに行くともみることができるのですが、こういうデータはそこには載っていませんでしたね。男女共同参画のアンケートは、細かくいろいろな数字がありますが、これを使って該当する人の数値を導き出したのですか。

○事務局（中田） 今おっしゃるとおりで、そのまとまった、そこに指標と出ている数字そのものは細かく出ていないのですね。その中で、6歳未満の男性、ピックアップしてそれぞれの立場を書いてあるのですけれども、その数字を足し込んだ数字がこちらの数字になっております。

○井上副会長 なかなかアンケートをとる方法、難しいですね。なるべく施策に生かしていただけるような形に工夫していきたいと思えます。ありがとうございます。

○片岡委員 資料1のほうですけれども、毎年これを出していただいて、毎年拝見しているのですが、こうやって5年分並ぶと、全く進んでいないのがわかり過ぎてちょっとつらいのですね。こちらの課が各関係機関に働きかけていらしたりするのは重々承知していますが、要するに、こうやって5年間変わらないのは、今までのやり方ではだめなのだとすることにそろそろ気づくときではないか。つまり何が必要なかと思うと、やはり男女平等の意識の土壌づくりにもう少し働いていかないといけないのではないかと。もちろん各課に働き方をしていく一方ですよ。

もう一つは、やはり地域差もありますよね。先ほど諏訪間課長が、北部のほうに多いお名前だというお話がありましたが、北部のほうの開発でしたか、全くゼロのところがあるわけですね。例えばゼロ撲滅運動をするか、もう少しわかりやすい形で、とにかく成果を出さないと、幾ら頑張っていますと言っても、数字にあらわれないと、こちらの課もつらいと思うのです。そこら辺、何か皆さんいいアイデアをお持ちではないでしょうかと思って発言させていただきました。



○井上副会長　そうですね、国の2030はもう諦め宣言が出てしまいましたけれども、私たちはそんなに簡単に諦められないのでということも含めて、いかがですか、もしあれば。意識に訴えかけるという話と、それと、恐らく今までと同じやり方ではだめだということと、ターゲットを絞るのは結構重要で。地域の問題だけではなくて、11ページのところの審議会などを見ても、例えば防災安全の審議会の女性率が低いのは致命的かなという気がしますので、そういうところが、全体の数字としてはあまり上がってこないけれども、ここが上がったよという、例えばそういう形でもいいと思うのですね。上げるためにはどうしたらいいかという、先ほどは、学識経験者なども母数の問題というお話をいただきましたけれども、それも少し発想を変えて探してみるとか、何かそういうことを一生懸命やっついていかないと変わってこないのかなという気がします。

いかがでしょうか。ちょっと今日はあまり時間がないことも含めて、皆様方の地元も含めてこんなやり方があるよみたいなものももしあれば、ぜひ事務局を通じて私たちもシェアしたいと思いますのでお寄せいただきたいと思っています。高橋さんなど、ご経験があればぜひという気がしますし、もちろん今日ではなくても、何しろ、こういうふうにやっつけたけれども、うまくいかなかったというのも重要な経験ですので、そういうことも経験交流をできるようにしていくといいかと思っております。

今ここで何かあればお話しいただきたいのですけれども。

○小林委員　前回も私、申し上げたと思うのですが、藤沢市防災会議は40人委員がおられて、女性がたった2人。今回も水害とかでまた避難所の生活を強られる方もいらっしやって、ここに女性の目線、子どもの目線が必要ではないでしょうかということ、たしか以前申し上げたのですが、変わってなくて。やはりここにも、例えば保育園の先生であるとか子どもを支えておられる現場におられる方が、避難所での生活はこうしたほうがいいのかとか、こういう工夫が要るとか、あと、各地域で地域郷土づくり……。

○事務局（古谷）　郷土づくり推進会議。

○小林委員　ありますね。そういったところで地域の事情をよくご存じの団体とかもあるので、そういったところも入っていただいて、藤沢市も南北に長いので、各地域のそういった事情とかも照らし合わせて、女性の委員をぜひ増やしていただけたらと思います。

○井上副会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。先ほど申し上げたように、多分皆さんいろいろ知恵をお持ちだと思いますので、ぜひ事務局を通じて、きっと受け付けてくださると思うので、お伝えいた

だきたいと思います。

ちょっと今回は時間の都合もありますので、ここまでとしたいと思います。

議題1、審議会等への女性の登用状況についてと議題2、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」事業の進捗状況については、時間が短かったですけれども、これで終わりにしたいと思います。会議後に、皆さんの気がついたことを事務局を通じてぜひご連絡いただくようお願い申し上げます。

そういうことで、会長が見えましたので、議題3からパスします。会長どうぞよろしくお願い致します。

○木村会長 ちょうどいい区切りかなと。井上委員、すみません、ありがとうございました。

皆さん、遅れまして申しわけございません。会長の木村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

今日は1時間半で時間があれますので、早速次の議題に……。

○井上委員 会長ごめんなさい。みんな1人ずつ自己紹介して、遅れて来られたので、ちょっとだけ、本当に短い感じで自己紹介をします。

○木村会長 ごめんなさい、ちょっとお名前が見えないのですけれども。星谷さん。

○星谷委員 星谷けい子と申します。今携わっているのが、藤沢商工会議所の女性経営者の会の会長をさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木村会長 ありがとうございました。

では、議題3のほうに入ってまいりたいと思います。

○井上委員 会長自身の。

○木村会長 ずっといるので、何かもう全然そういった意識ではなかったです。ごめんなさい。改めて、会長の木村と申します。よろしくお願い致します。前期からですか会長をやらせていただいております、その前に何期か委員でお世話にならせていただいております。今年プランの策定の年ですので、皆さんと一緒に、こういったご時世でございますけれども、やっていけたらと思いますので、何かございましたら遠慮なくご発言ください。どうぞよろしくお願い致します。

では、時間もないということで、議題3の「ふじさわジェンダー平等プラン2030」の事務局のご説明、よろしくお願い致します。

○事務局（古谷） こちらは、お手元の資料ですけれども、まず、資料5、資料6、資料7を中心に説明させていただければと思います。

資料5につきましては、各委員の皆様からいただきました意見を項目ごとに整理したものととなっております。資料6ですけれども、A3の横のものですね。こちらは、個々の委員に對しまして事務局からの整理をさせていただいたものを一定程度お示しさせていただいております。お寄せいただいた意見について、私の意見に対してどう対応がされているかということ、こちらのA3の資料でご確認いただければと思います。

基本的には資料5と資料7を使ってご説明させていただきたいのですが、まず、皆様ご存じのように、今回、プランを策定させていただくポイントとしましては、幾つかの柱を立てさせていただいております。藤沢市が共生社会の実現を目指す、誰一人取り残さないまち「インクルーシブ藤沢」の理念に基づきまして、1つとしては、固定的性別役割分担意識の解消による人権を尊重したジェンダー平等の実現、次に、さらなるワーク・ライフ・バランスの実現による女性の活躍を推進、また、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する支援、あるいはさまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進といったものを柱に、あと、ふじさわDV防止・被害者支援計画の本体への取り組みがポイントとなっております。

ちょうど今年2月に皆様から次期ふじさわ男女共同参画プラン、次期プラン策定に向けての意見提案ということいただいた中では、何点か大きな部分があったのですが、1つとしては、ジェンダー平等をしっかりと位置づけていく、巻き込んでいくという部分と、もう一つは、現在の計画が少し施策の方向性ですとか網羅されている事業がちょっと多い、ぱっと見多いという状況になっておりますので、全体的な事業の整理も必要かなというようなご意見をいただいていた。

そこで、今回のプランに関しましては、課題ですとか施策の方向性、あと事業名の項目立てについては、趣旨と目的を損なわない範囲で可能な限り整理、統合して表記することと、藤沢市全体を見ますと幾つかといいますか、非常に多くの個別の計画を持っております。その中でしっかりと目指すべき基本方針ですとか目的が述べられているものについては、あまり事細かに書き込むことはしないという形で整理させていただきました。

○片岡委員 すみません、今、事務局のご説明中なのですが、その今ご説明されていることはどこに書かれているのですか。

○事務局（古谷） そちらは、第1回の書面審査の……。

○片岡委員 何の書面審査。

○事務局（古谷） 5月28日の第1回書面会議という形で皆様にお送りさせていただい

ていると思うのですけれども。今日は皆様が一堂に会しての初めての会議になるので、もう一度共通認識の土台として簡単にご説明させていただいております。

○木村会長 ここにある資料に基づいてお話しされているということでは、今はないということですね。

○事務局（古谷） はい、そうです。

○片岡委員 内容が結構盛りだくさんなものですから、思わず資料を探してしまいました。

○木村会長 皆さん、資料を探されている感じだったので。

○片岡委員 結構盛りだくさんですよ、お話しされている内容が。

○事務局（古谷） すみません。では、それは前段のお話だったのですけれども、第1回のときの資料の中でご説明というかお送りしたものですということで、ご了承いただければと思います。

○片岡委員 これは計画策定の背景とか趣旨とかにも書き込まれてはいないの。

○事務局（古谷） 計画策定の趣旨、資料7の関係ですね。

○片岡委員 非常に重要な内容だと思うので、書き込まれてはどうかと思ったことが幾つかありまして。全くそこがないので。つまり、今プランが現状にあって、それを改定するわけですから、なぜ改定するのかという理由が必要なわけですね。

○事務局（古谷） はい。ただ、そうすると、ちょっと順番にご説明すればよかったですけれども、3ページのI、計画策定の趣旨と背景のところをごらんになっていただくと、私のほうで説明した部分も、段落で言うと3段目ぐらいからですかね。「インクルーシブ藤沢」のお話ですとか、片岡委員がおっしゃられたように、それどこに書いてあるのということと言うと、3ページを見ていただくと、バックグラウンドとしてはこちらのほうに書き込んでおります。

○片岡委員 はい、ありがとうございます。

○事務局（古谷） あと何か。すみません、わかりにくい点とか、よろしいですかね。

○木村会長 とりあえず、引き続きお願いいたします。

○事務局（古谷） はい、ありがとうございます。

そういうことで、まず、そういった前段、第1回の書面会議のときの流れを確認させていただきました。皆さん、今お持ちの方、お持ちでない方がいらっしまったと思います。失礼いたしました。

そうしましたら、資料5、本日、第1回のときにそういった形でこれからプランを策定し

ていきますけれども、それに関して皆様のほうでどういったご意見がありますでしょうかというものに関してご意見をいただいたものがまとまったのが、資料5ということになっております。

この中で、1ページ目からポイントだけご説明させていただきたいと思うのですが、皆様からいただいた意見の傾向といいますか内容といたしましては、文言、表現といったものについて、例えばこういった表現にさせていただいたほうがいいのではないかと、こういった文言を使っていたほうがよいのではないかとということにつきましては、可能な限り、事務局で修正などさせていただいております。それは、資料がちょっと前後、あっちこっち行ってしまって申しわけないですが、資料7の中で幾つか反映させていただいておりますので、事前にもしお目通しいただいているようであれば、「あ、ここかな」ということでもありますし、大きな部分で言わせていただくと、例えば「理念」の書き方であったり、あるいは用語の使い方という部分に変更になった場所がございます。

具体的にどこなのかということであれば、例えば基本理念の中では、資料7の23ページの下に3つの基本理念がありまして、その中で「ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに」というところにちょっと線を引かせていただいているのですが、こういったところは直したところという形になりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、また資料5に戻りまして、1ページ目から少しポイントのみご説明させていただきます。

まず1点目としまして、1ページ目は、計画策定の趣旨と背景について、今回、皆様から新型コロナウイルス感染拡大に伴うこのプランといいますか、今後の影響なども書き込んだほうがいいのではないかと、これを全体的なご意見としていただきました。この点につきましては、資料7の6ページで、こちらは今年7月に「女性活躍加速のための重点方針2020」の中で述べられたことを少しまとめさせていただいております。

あとは、SDGsということで、これは結構大切な視点になってくるのではないかと、意見を多くいただきました。その点に関しましては、同じく資料7の9ページから10ページにかけて、第1回のときにお配りした資料よりは、より細かく記載した形でお示しさせていただいております。こちらのページに関しましては、後ほど皆様にも改めてご確認いただきたいのですが、今回、プランの名称を「ジェンダー平等」という用語を初めて市としても公といいますか公式の場で使用するような形になります。そういたしますと、これまでの市の男女共同参画への取り組みや一般市民による理解あるいは認知度であったり、国や県

との関連といったものを踏まえて、引き続き丁寧な検討を進めていく必要があるだろうという認識であります。この点が、9から10ページに少し丁寧に書き込ませていただいております。

あとは、皆様からいただいたご意見の資料5のほうになるのですが、そういった形で計画の基本的な考え方についての部分、プランの名称の部分、あるいは3つの基本理念、6つの重点目標について、全体的に、おおむね委員の皆様からご賛同というか、大きく異なった形でのご意見はいただけていないので、そういった形の整理になっております。

次、今度は体系図のほうに行きますと、これはお手元の資料5でいきますと8ページになりますが、重点目標5につきまして、「多様な性を尊重する社会づくり」という柱を掲げております。ただ、こちらについては、独立した目標になったことはよいと思うというご意見もいただく一方で、大変重要なことなのではございますが、「パートナーシップ宣誓制度」の導入が予定されていることもあり、力を入れる項目だということはわかります。ただ、1つの課題に対して1つの重点目標を掲げているが、その他施策や事業があるのでしょうかというようなご意見もいただいているので、こういったところも少し丁寧に確認をさせていただければと思っております。

ちょっと説明のほうは、長くなってもあれですので、一旦ここで切らせていただいて、皆様には、今回まずこういった計画の基本的な考え方の部分で、改めて共通認識といいますかお寄せいただく部分と、皆様それぞれ1回目いただきました意見、私はこういう気持ちで書いたのだけれども、事務局のほうだとこれ違ってとっていらっしゃいますよとか、もうちょっとここ補足したいというような点につきましてご議論いただければと思います。よろしくお願いたします。

○木村会長 ありがとうございます。

ボールを受け取った部分ですが、たくさんあるので、本質的に議論するために区切りながらいきたいと思っております。ですので、資料5と資料7をペラペラと一緒にめくっていただきながら進めていったらいいかと思っております。

これでいきますと、資料5の一番最初の1～2ページ、ここが計画策定の趣旨と背景ということで、国や県の動向とか、あとは市民意識調査に基づいた藤沢市の現状という前段の部分のお話になりますので、ここでいろいろと事務局でも修正対応いただいておりますので、さっき事務局のほうもおっしゃったみたいに、ちょっと何か誤解があるとか、そういうところがなければ中身のほうに入っていきたいと思うのですが、このパートのところではいかがで

すか、何かございますか。

資料7のほうにいきますと、一気にガバツとなっているのですけれども。21ページぐらいまでのところという感じになります。ちょっと皆様にお読みいただいてというか確認いただいている時間かと思しますので、私から口火の意味で、よろしいですか。すみません。

資料7の6ページですけれども、女性活躍加速のところ、ご説明の中にもコロナウイルスの拡大を踏まえたような対応を入れたほうがいいのかというコメントが皆様からあったということで、私もそのとおりで思っております。実際この中に、最後のパラグラフの2行目ぐらいに「『新たな日常』の構築につながるよう」という表現が入っているのですけれども、どちらかというと、今回、ニューノーマルな生活が進んでいく中で見えてきた男女共同参画の文脈でいうところの女性に、家事負担だったり子育て負担が非常に来ていると。それに伴う負担感が非常に社会の、直接的にいうと家族に、そして地域にということ非常に影響を与えていると。女性活躍の真逆を行くことが起きている状況かなと捉えています。

そうなったときに、「新たな日常」が、そういう可能性を阻むようなことにもつながりかねない要素があるかと思しますので、「『新たな日常』の構築につながるよう」とさらっと書いてしまうと、何かそこら辺を踏まえていただいているのかなというところがちょっと見えにくくなってしまいますので、この場で「こういう表現にしたらどうですか」というのは時期的にちょっと早いかと思しますので、もう少し皆さんと議論しながら、どういう方向性だったかというところを、プランの目指す方向性とそごがない形で盛り込めるのかというところを考えていきたいと思っていますというところで、ちょっと私もマーカーを引かせていただいておりますので、引き続きちょっと気にしていただけたらと思います。

○井上委員 今の会長のお話なのですけれども、これは今、文言とか詰めていくところかということでもいいですね。この資料7は。そうだと思うのですけれども、その5ページから始まって、国や県の動向ということで幾つか項目を立てていますね。これに対して、例えば今の会長のご意見だと、例えばこれが6ページの(3)で国がやっているこういうことがありましたと。これが国のやっていることなので、これに対して、藤沢市はどうこれに取り組んでいこうとかか受けとめていこうかというコメントではなく、何かそういう形で少し付していくみたいな、そういうイメージでしょうか。ここは、要するに国がやっていることを書いているところなので、書き方がちょっと難しいかなと思ったものですから。コメントをつけるというのは私は割と賛成ですけれども、そういうイメージでいいのですか。だから、や

や説明的なところでしょね、ここは。

なので、おっしゃるとおり非常に重要な役割だということがわかってきた、あらわになってきた職種が、非常に労働の条件が悪いということ、しかもそこに女性が多いという。これもコロナのおかげではちょっと言えないことだけれども、本当にみんながそれを認識したというのは、これから進む出発点になるころだと思うので、例えばそういうことも書きたい気持ちがあります。書き方はちょっと考えないところは書きにくいですよ。なので、ちょっとご検討いただく部分かなという気がします。

だから、こちらの施策や計画の中身のところだったらどんどん書けるのだけれども、ちょっと。

- 事務局（古谷）そこは、国の表現になっているので。木村会長がおっしゃられるように、ただ、国はこう言っているけれども、ちょっと違和感というか、ほかにも大切な視点がありますよねというような部分を、藤沢市のほうの具体的な今の計画の中のこととなると、関連する部分で課題の中でやはり書き込んでいくという気がしています。そういった動向を踏まえた上で、「新たな日常」といっても、そこにはこういう視点もありますねというような形ですね。
- 井上委員 それか、計画で言ったら、この今のバージョンで言うと、次の9ページから始まっている3のところがありますね。ここでもう一つ（3）というのをつくって、コロナ禍の中での男女平等ないしジェンダー平等のあり方とか、そこから見えてきたものみたいな形でもう一つ加える感じですかね。入れるとしたら。そこに書いておけば、後ろのところの一つ一つの施策のところでも書きやすくなるかなという気がちょっとしています。4のところはもう現状のところなので、ここには要らない。書くとしたら、3で頭出しをしておいて、それで、恐らく細かく後ろのほうを見ていけば、コロナのことに関係しながら書きたいことが幾つか出てくるような気がするので、そのとき前に出ていけば書きやすいし、目につく形で出したほうがいいかなと思います。ちょっと構成にも関係してくるのですが。
- 木村会長 ちょうど今話題にした6ページの（3）の次の7ページに（4）ということで、現在進行中の国の5次計画の策定の関係という、まさに今、オンゴーイングですけれども、観点ということで4つ書かれていて、その一番下のところがコロナに関するところでは掲げられていますので、そことパラレルした部分なのかなというところで、そうですね、国なので、このところにおさめておくか、今、副会長からご提案いただいたような感じで、（3）として11ページの部分に付け加える。そのところにこういう5次の計画の中の一つ



の要素に入れ込むとか、そんなことも、完成するタイミングで5次でもある程度何か出てくると思いますので、そことちょっと呼応させるような形も考えられるかもしれませんという  
ことで、ちょっと宿題的に。

○片岡委員　そもそもこのプランは藤沢市のプランだと思うのですね。藤沢市がこの計画を新しくする理由が、資料7の3ページのIのところには書かれていない。その後、11ページからの4のところでは、データは示されているのですけれども、その上にちょこっと一個一個のデータの解説はあっても、これを取りまとめて、なぜ、藤沢市が今こういう状況だから、このような政策が要るんだと解いているページはどこにもないのです。そういうことなので、きちんとそれをすべきだと思うのです。ただ単にデータを示して「これで何となくわかるでしょう」ではなくて、人口は減っていくのですよと。30年がピークでしたか。とか、M字形がこういうふうになくなっているところは、こういうことを意味している。だからこういう政策が必要なのだというトラブルシューティングをきちんとしていかないとわからないのではないか。もちろん世界や国の動きは大切だと思うのですけれども、それがあって、では、藤沢市自体はどういう問題を抱えているのかということをもう少し文書として明らかにしていく必要があるかなと感じました。

○木村会長　ありがとうございます。貴重な視点だと思います。先ほどちょっとご説明いただいている事務局からのご説明の際にも第1回書面の内容というところがあったかと思いますが、その第1回書面の内容をこの計画策定の趣旨と背景の中にももう少しきちんと入れて、プラス、片岡委員がおっしゃったみたいに、藤沢市の現状の最も課題としてあるなというところをある程度要約する。シューティングというお話をされましたけれども、ある程度要約したものを入れて、このI、計画策定の趣旨と背景の中に入れるのか、あるいはもろもろが終わった後の基本的な考え方の中なのか、その基本的な考え方の前なのか、何かワンクッションあって具体に入っていく、基本理念、重点目標に入っていくという流れのほうが、まさに策定の背景が伝わりやすい構成にはなるかと私は思います。

○事務局（古谷）　そうですね、その点について、今回、皆さんにお示しできているのが、計画の基本的な考え方と背景ということで終わってしまっているのですが、現行のこのプランを見ていただくと、結果として、片岡委員におっしゃっていただきましたように、きちんとした分析をこの後ろの本編の中でしっかり書き込んでいかなければいけないという認識ではあります。だから、この図を載せて終わりというものではなくて、それぞれの課題の中で何が課題として浮き彫りになっている。それで、それに対してどういった注意を行っている

いうことを、恐らく10月、次回か次々回ぐらいにはお示しできるかなというか、お示しいと思っております。

○木村会長 ありがとうございます。そういった内容からも少し抽出するような形で組んでいくという形、そこは同時並行で考えていく必要があるかと思えます。

ほか、よろしいでしょうか。

となりますと、次、資料7のほうにいきますと23ページからなるのですけれども、資料5のほうですと3ページですね。その前段の名称とか将来像、基本理念、6つの重点目標。全体とかいろいろ、大体ここから以降という感じの考え方でごらんいただいて、ご発言いただければいいかと思えます。

大方全体のほうは、皆さん、事務局でも特段、方向性にそこがあるような指摘はなかったというお話もありましたので。

○樋浦委員 来たときに早速中田さんにお聞きしてしまったのですけれども、5月に意見を求められたときの体系図ということで、重点目標の下の具体的なお話も含めて意見を、それで、今回それがないので、この資料の読み方ですが、合わせて見ればいいのでしょうかね。重点目標について、4ページから6つの重点目標というものがあって、また7ページから、体系図に関して重点目標について、体系図という形の下の部分と一緒に絡みでまた意見を述べているので、今日もどちらでどう探したらよいか、どこで何を発言したらいいのかなとちょっと思うところがあるのですね。

○木村会長 そうですね。そうですねといえますか、体系図。

○樋浦委員 体系図というのは、前に、5月のときに入って、重点目標の下に課題があって、その次に施策の方向という詳しいもので、それに絡めて意見を言ってしまったのが後半で、それが重点目標に絞り込んで意見を言っているだろうと思うので、今日のどっちでどう読めるかと思ったのですが。進め方。

○木村会長 体系図は前……。

○樋浦委員 今日いただいた最後に。

○事務局（古谷） すみません、ちょっとこの体系図につきまして、第1回目にお示ししています。事務局として、その点、ご説明が十分でなかったのが大変申しわけなかったと思っているのですけれども、基本的に、一度お配りした資料に関しては……。

○樋浦委員 では、これをそのまま使うということなのですね。

○事務局（古谷） そうです。それをもし、お持ちの方はちょっとお使いいただければと思

ます。

○樋浦委員 これが生きているということでしたら議論を分けられると。わかりました。追加で。私がなくしてしまったかなと思って、ぱっと照合したりしてきたところですが。わかりました。

ただ、重点目標そのものもちよっと変わりましたよね。このご提案で。

○片岡委員 重点目標は変わっていないのではないですか。

○樋浦委員 文言の整理が。

○片岡委員 いや、資料5から資料7の重点目標そのものは変わっていないでしょう。その下に書かれているものの言い方は、部分的に破線部分が変わっています。

○木村会長 何かお気づきの点がある方ございますか。

○樋浦委員 4番のあらゆる暴力の根絶というところが、今回いただいた新しい資料だけなのかなと思って。こっちが生きているということであれば、この文章に入れなくてもいいのかなと思うのですが。前回、私が個人的な意見で挙げていなくて、その後ずっといろいろ考えてくると、この文章の、例えばDVやデートDVの防止というのは、今、ここの会議でも議論しましたが、面前DVという言い方だけではなくて、DVそのものが子どもの虐待になるというようなことが言われていますから、例えば「虐待を防ぐために」とか、あるいは「暴力の世代間連鎖を防ぐために」とか、そんなことが入るともっといいのかなと。ただし、ここの施策の方向とかそこのところに、児童虐待はそのうちの3に残るのであれば、ここに載せなくてもいいのかなというようなことをちょっと考えていて、ここの文章を吟味するって、どこまで重点目標の下の文章というのは、今後、何か生きていく文章になるのでしょうかね。

○木村会長 そこは、総合的に全体を見ていかないと、逆に重複とかも含めて判断しにくい現状というのはあるのではないかと思います。今この場でお気づきが、私も含めて気づかなくても、表現をこうしたほうがいいのではないかなとなる可能性もありますので、少しそこは次に向けてある程度フルバージョンといいますかフルのものの素案をご用意いただいて、照合しながら考えていくというような作業になっていくかと思います。

○樋浦委員 いただいた資料だけでよければ、ここでこの文章についてブラッシュアップするというか皆さんのご意見をお聞きし、もっと全体的に今日は意見をどんどん出したほうがよければ、細かい部分も出していくところもあろうかと思います。

○木村会長 すみません、時間の関係もありますので、そこはこういったご時世でもありますので、時間は少しきっちりさせていただきたいと思いますので、大きなところで気がついた、

この場で思っているもので気がついたものがあれば、ぜひこの場でおっしゃっていただきたいです。あと10分ほどは何となく。

○宮川委員 今おっしゃられた重点目標4に関連してですけれども、暴力の根絶ということですが、内容がDVを重点的に書かれているようなのですが、多様なジェンダーということ想定したときに、配偶者等からの暴力というだけで十分なのか少し迷って、こうしたほうがいいということはないのですけれども、少し迷いがあります。例えば学校の中で起きるジェンダーに関連したいじめとか暴力ということですか、多様なジェンダーという視点で見ると、どこに入るかはわからないのですが、マイナーなジェンダーであることによる差別といったものを許さないというような姿勢がもう少し明確に全体的に出ていてもいいのかなという印象を持ちました。具体的にこういう文言にしたほうがいいというのはないのですけれども、そんな印象を持ちました。

○木村会長 ありがとうございます。もし事務局のほうでも、ちょっとこういったご意見もありますので、全体を照合しながら、明らかに冒頭でのこの部分での言及はDVだけというのだと「ちょっとな」となりそうかなとなったときには、ちょっと追記が必要になってくると思われまます。

○片岡委員 そもそもですけれども、今、宮川委員がおっしゃったような、要するに多様なジェンダーを想定した暴力、あるいは意識、具体的にどんな事業があるかということ、意識改革の部分なのですね。あるいは学校教育において平等教育をするとか、そういったもので、そこが恐らく重点目標1に入ってくるのだと思うのですね。

ここで、4番で言っているあらゆる暴力の根絶というのは、別冊であったのでしょうか、「ふじさわDV防止・被害者支援計画」。これがここに丸々入る予定ではないのでしょうか、事務局。要するに、ここで今みんなが混乱しているのは、すみません、前々回に送られたかもしれないですけれども、体系図がないことなのだと思います。体系図があれば、もうちょっと皆さんクリアに話ができたとと思います。要するに、具体的な事業がどこに入っているかがわからないと、この文言だけだといろいろな拡大解釈ができるのでということです。

○事務局（古谷） そうですね、その点については木村会長に指摘していただいたのですけれども、実は、今すみません、混乱を招いてしまっている体系図について整理したものを、次回に向けてまた皆様にごらんいただき、ご検討いただこうと思って、前後してしまって大変申しわけないのですけれども、お配りしようと思っていたものがございます。今日は、事務局の考え方としては、計画の基本的な考え方の部分のフォローといえますか共通認識として

いかがですか、あるいはちょっと言い足りなかった部分をご確認いただくという予定でおりましたので、すみません、そのところがわかりづらくて、差し上げなかったのですけれども。

ですので、今、宮川委員と片岡委員からご指摘いただいたあらゆる暴力の根絶といったときに、どういったものが位置づけられていて、どこまでそこに含めていくのかのたたき台的なものは、今お渡しさせていただいている体系図、これは次回までに少し皆様にご確認いただいて、またご意見をいただければと思っております。ただ、今の時点でちょっと見ていただいて、「ああ、そういうことなのね」というところがもしかしたらあるかもしれませんし、「こういう整理していたのだな」ということがご理解いただければ幸いです。

○木村会長 ありがとうございます。これがあるといいですねということと、あと、資料7の最後の8番、体系という部分がありますけれども、要するにこの続きとしてこれがあるということですか。

○事務局（古谷） それは、最終的にはそうですね。

○木村会長 そういうことですね。わかりました。

そういう立て付けといいますか流れ、つくりになっておるということを踏まえて、ちょっとこのタイミングではありましたけれども、これをいただきましたので、少し残り時間でもし気づいたところがあればおっしゃっていただきたいのと、あと、すみません、これは次回の——次回の予定とかまだおっしゃっていないと思うのですけれども、次回までのある意味、宿題みたいな情報のおり方だと思っておりますので、そこは皆さんにまた改めて追加でのご意見がある場合には、メールで事務局にフィードバックいただくというところはよろしいでしょうか。お願いいたします。

○飯島委員 今お話が出ていた重点目標4のあらゆる暴力の根絶ですけれども、冒頭に「配偶者等からの暴力」という言葉が出ていますが、この言葉になってしまうと、「等」は入っているのですが、配偶者間のイメージが強くなってしまいます。暴力には家族間暴力や他も含まれますので、配偶者等という言葉よりも、他の文言で、例えばここで「あらゆる暴力」という言葉を使ってもいいかと思っております。その後の文章に配偶者間であったり、家族間であったり、後半でデートDVが出てきますので。

○木村会長 とりわけということですね。ありがとうございます。そういうご意見をいただきましたけれども、ここは、まさに重点目標の名称と合わせるような形の表現にすることになるのではないかと思います。

○高橋委員 資料7の24、25ページに書いてあるものは、今後この資料を出すときに、全体がそれぞれこういう目標ですということを書いて出すと思います。それであれば、こちらの今いただいた資料内のすべての課題が、各重点項目内で触れられている必要があると思います。今の重点項目4のあらゆる暴力のところであれば、職場でいくとセクハラとか結構大きな問題だと思うのですが、もとの文章でいくとそういった文言もないので、ここの重点項目4はこういうことですよという全体的な話のところには、文言だけでも、入れるべきだと思います。ほかの重点項目についても同様にすべての課題が入っていたほうがいいのかと思いました。

○木村会長 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと私も思います。この24から25ページにかけてのところは、この目標がどういうものであって、どういうことを解決していかうとするための目標なのかということが概要として書かれた部分になるべきところだと思いますので、実際のこの体系図の中に盛り込まれている施策とも連動したようなものに関しては、極力内容を網羅していくことが望まれると思います。

ほかはございますでしょうか。ありがとうございます。

重ねてになりますけれども、こちら体系図を改めてというところで配付いただきましたので、ぜひこちらのほうと、あと事務局から本日出ています資料7を組み合わせさせていただきながら、改めて気づいたこと等がございましたら、次回の委員会までにぜひご意見、コメントを頂戴できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○片岡委員 これでプランのお話は終わりですか。

○木村会長 時間的にはそうなります。

○片岡委員 では、一言お願いいたします。先ほど事務局から委員の意見として事業数が多過ぎる、事業数を減らせという声があるからもうちょっと整理したいということがあったのですが、そもそもジェンダーなり男女共同参画施策というのは、本来ならば、これでは足りない、今まであったプランでは足りない、要するに市役所で行っている全ての事業にジェンダーという網がかからなければいけないというタイプの事業だと思うのです。それは個別の、例えば対象者別に分かれている事業であったり建築関係だったりといったところとは全く違う性格を持っているということは、やはり我々が共通認識を持っていなければいけないと思うのですね。

その意味で、去年の専門委員会でしたか、井上委員がおっしゃったように、ジェンダーの横串を全ての施策に刺していくという意味合いがあるので。ですが、各個別の事業というのは各課が個別にやっていることで、そこをこちらがいかにかインクルーシブしていくかという、

それで、ここのジェンダー平等プランに上げていくに当たって、文言的にちょっと合わなかったら、そういう文言的な修正あるいは何かの事業と何かの事業をくっつけるということはあるかもしれないですが、基本的には、増えれば増えるほどいいというタイプのプランだと私は考えていますが、皆様いかがでしょうか。

- 木村会長 共通の大きい認識として皆さんで共有できればということかと思います。今回、ジェンダー平等プランということで名称を書いて進めていくわけですが、その裏側には、言葉として出す、出さないというのは、去年の意見書の提出までもいろいろとやらせていただきましたけれども、この中でジェンダーメインストリーミングということがジェンダーの主流かというような表現で、出すか出さないかというのはあると思いますが、考え方としてはそれが裏側にあるというところを踏まえたプランになっていくと。次回の改定になるのかわかりませんが、そういう意味では、ジェンダーメインストリーミングということはまだ視野に入ってきているのかと思います。そのあたりも皆さんと共有していきながら、すごくウイングが広がっている領域であるということは、ある程度、共通認識を持って進めていけたらと思っております。それだけまだまだ道半ばということですね。はい、そういうことになります。

では、またちょっと後ほど、連絡事項の際にまた申し上げることがあるかもしれませんが、時間の関係で、最後の議題4、パートナーシップ宣誓制度についての部分ですね。事務局からお願いいたします。

- 事務局（中丸） パートナーシップ宣誓制度について説明させていただきます。

前回、第1回の書面開催の際に皆様からご意見をいただきましてありがとうございました。また、この外部組織のところ、この協議会以外にも人権協議会がありまして、そちらからも意見をいただいております。また、庁内各課や各部局長が構成員となる男女共同参画推進会議でも意見をいただいております。それらいただいたご意見をもとに、今回、資料8として素案を作成いたしました。これで、今パブリックコメントを始めています。

いただいたご意見や市の考え方について簡単に説明させていただきます。資料といたしましては、番号のついていない第1回の委員回答まとめというものの中に皆様からいただいたご意見が載せてあります。こちら議題4、パートナーシップ宣誓制度についてということで各委員の皆様からいただいたご意見をこちらに記載してあります。

こちらの素案はたたき台のような形で見ていただいていたと思いますが、こちらが検討課題として検討が必要と思われる部分について3つ上げさせていただきました。それと、それ

以外の部分についてのご意見ということでございます。

まず、検討課題Ⅰについてですが、そちらは、この制度の対象をどういう対象にするかというものだったのですけれども、こちらは、そもそもが同性カップルに対する制度だと思っておりますが、今、セクシャルマイノリティーの方だけでなく、事実婚の方も対象としている自治体も増えてきています。藤沢市の今回の制度については、事実婚までを対象とするということで素案を作成しています。

こちらについて、ご意見については、素案に賛成というご意見が多数でした。一応こちらを事実婚まで対象とする理由については、県内の導入自治体に参考に聞いてみますと、当事者や支援団体から、セクシャルマイノリティー当事者である本人が望まない形でカミングアウトにつながることを無いうように、対象を幅広くしてほしいという要望があったということでしたので、本市でも事実婚までを対象として考えています。

次の検討課題Ⅱにつきましては、住所の要件についてになります。こちらは、基本的に2人とも市内在住と考えています。自治体によって、宣誓する時点で2人とも市民である必要があるのか、2人ともこれから転入する予定であればいいのか、1人は市民で、1人はこれから転入予定であればいいのかというところが違ってきていたり、そもそも2人ともが市民でなくても、1人だけが市民であれば対象とするということもあります。ここについては自治体それぞれで違ってきているところですが、皆様からのご意見の中では、素案に賛成ということが多数でした。ただ、やはり双方が転入予定でも対象とするほうがいいのかというご意見や、どちらか一方だけが市民であれば対象としたほうがいいのかというご意見もありました。

こちらにつきましては、今回の素案では、どちらかが市民で、もう片方の方もこれから転入予定というたたき台での素案のとおりとしています。

次、検討課題Ⅲにつきましては、養子縁組をしていた場合の取扱いはどうしたらいいかというところですが、同性カップルの場合、法律婚ができない関係で、相続やさまざまな事情によって養子縁組をされる方もいらっしゃるということを聞いています。

こちらについては、そういうご事情もあるとは思いますが、このパートナーシップ制度というのは法律にのっとった制度ではないのですが、一応婚姻の要件にできるだけ沿った形で対象としていきたいと考えておりますので、今回は、養子縁組をしていると本来は婚姻ができないので対象外になります。それで、素案についても対象としていません。ただ、法律的には養子縁組を解消した後も結婚できないのですね。法律的にはできないのですけれ



ども、この制度としては、近親者でなければできるといふことにはしたいと考えています。

○片岡委員 要するに、養子縁組は入れないということ。

○事務局（中丸） 入れないという形で今のところはしています。こちらのほうも皆様からのご意見は本当に半々ぐらい。このプラン協議会ですと、養子縁組をしてもいいのではないかというご意見のほう若干多い状態です。人権協議会のほうは反対なのですね。なので、本当に半々ぐらいという形になっています。今、全国で私が把握している限りでは、55自治体に、今大分増えてきていますけれども、その自治体の中では、養子縁組をしている場合は対象としない、今回の素案と同じような形のところが29自治体あるようにこちらでは確認しています。なので若干多いかなと。

○片岡委員 すみません、事務局。藤沢市が養子縁組を含めない理由は何なのでしょう。こういう言い方は大変申しわけないのですが、要するにこれを皆さんにご意見を伺うときに、養子縁組の意味合いを事務局がきちんと説明されていないと思うのです。なので、ただ単に「養子縁組、ああ、親と子ね。親と子がパートナーシップ宣言するのはおかしいじゃない」という感覚で「いや、含めなくていいでしょう」と書かれている方が圧倒的だと思うのです。その数と人権協議会で事情がよくわかっている人たちが書いているのでは、同じ扱いがデータとしてできないのではないのでしょうか。そういうこともあって、数の話はされましたね。半々でした。それで、市自体が養子縁組を含めない理由は何なのでしょう。

というのは、そもそもこのパートナーシップ宣誓制度は、同性だったり、あるいは事実婚だったり、セクシャルマイノリティーの方たちが、普通の婚姻ができない。だから彼らのパートナーシップを何らかの形で、法的ではないけれども、何らかの形で認めてあげようという制度だったのですよ。これをしたからといって法にそごするものでは何らないのに、サービスをしないのはなぜなのですかというのを聞きたいのです。

○事務局（中丸） とてもご意見が分かれるぐらいなのでいろいろな考え方があるのだとは思いますが、今時点の考え方といたしましては、今の法律による婚姻ができない。同性だとできない。ほか、しづらい事実婚の方などを対象にしています。それで、法律とは異なるもの、法律にのっとるものではないのですが、一般市民の方に理解をいただくためには、できるだけ法律の婚姻制度に近い形で認める要件にするほうがいいのではないかと考えています。

○片岡委員 すみません、理解がよくできなかったのですが、どうして養子縁組が入らないと一般の市民に理解されやすいのですか。

○事務局（中丸） 養子縁組をしている方は、一般的にはセクシャルマイノリティーの方ばかりではありません。いろいろな方が養子縁組をされているかと思うので、その辺については、こちらでは、どういう理由でそういうことをしたのかという確認はできませんし、近親者はだめですよという基本的な婚姻制度のところがあると思うのですね。説明が悪いですね。婚姻制度だと近親者は結婚できないことにはなっていますので、その辺について、やはりどこかで線引きをしなければいけないと思いますので、その点については、そこまでを、何というのですかね、「じゃ、同性だってしちゃいけないじゃん」とか、そういうのはありますけれども、そういう部分は制度のフォロー、できないから市が認めるという形をつくるのですが、できるだけ婚姻制度に近い形で認めていく形のほうが、一般市民の方にも理解が得やすいかと考えています。

○富山委員 よろしいですか。多分片岡委員と同じなのですけれども、今の説明の中でもう少しきちんと説明していただくと、婚姻という言葉が、通常の婚姻の場合は、例えば当然、財産権とかを含めたそういうものはクリアされるわけですね。例えば、亡くなったら配偶者が引き継ぐとか、そういう意味では守られていますね。通常の婚姻のことです。今、通常の婚姻のことをおっしゃいましたけれども、そうですね。

それで、今回のパートナーシップ宣誓に関しては、そういう部分は当然配慮されていないですね。それで、多くの方は、多分養子縁組によってそのことを担保しようということもわかっておられると思うのですけれども、そこと今の説明というのは、僕もちょっと理解できないのですけれどもね。では、養子縁組をしている人はパートナーシップ宣誓をしてはどうしてだめなのかという部分をここでもう少し、説明していただきたいと思います。

○片岡委員 逆の視点からも考えてみてください。要するにこれは権利であって、ただ単に権利だけなんです。そこに何も法的なものは発生しない。それなのに何でインクルーシブにしてあげないのか。インクルーシブ藤沢とさんざん言っているながらと感じました。

○井上委員 私も結論としては同じなのですね。もう一つ、一応法律なので気になるのは、市の方ないしは人権委員会の方たちが、婚姻制度に近づけたいと発想する気持ちもわからなくはないけれども、それは一つの考え方だということと、それと養子制度の実態について皆さんご存じかなというのはちょっと。むしろ今、成年養子は、何というのでしょうか、相続財産等を含めて、節税と言ったらちょっとあれですけれども、とにかくいわゆる法令に基づく親子関係というのですか、あるいは特別養子制度に類するような、そういう形で使われている例は少ないと思います。年齢差の方を見ても。

○片岡委員 そうですね。

○井上委員 なので、恐らく養子縁組をしている人は、親子関係なのに婚姻類似の制度にのるのはどうかという感じだと思うのですね、心配されていることは。むしろ養子制度の実態を考えていったら、そこを切り離してもいいのではないかと私も思います。なので、結論としては、私も、これは養子縁組している人の法的身分にかかわらず、それは双方がパートナーシップ宣誓をしたいということであれば、これは要綱ですよ。要綱でいくのです。行政取扱上、パートナーシップという形で宣誓書を発行するほうがいいと私も思います。

もう少しそこを丁寧に、これからパブコメするわけですから、人権委員会の方たちにももうちょっとご説明されるといいのではないかという気がしました。

○片岡委員 もちろん財産的に養子縁組される組が多いことは重々承知しているのです。ただ、同性の方のパートナーシップの場合、要するに民法上の問題ですよ。今の日本の民法で同性でも婚姻できれば、彼らは苦しまない。それで、財産とか、あるいは、それこそどちらかが危篤になったときに病院に入れるとか、そういったものは家族でないと入れないということがありますね。いろいろな意味から、何らかの法的婚をしていないと2人の関係が守られないという実情があるわけです。それがゆえに補完する形がこれなのだと思うのですよ。パートナーシップ宣誓制度は、決して法的な制度ではないけれども、少なくともこれがあれば、例えば賃貸の物件が借りやすくなったり、対外的に彼らがカップルであること、パートナーであることを認めてもらいやすくなるというだけの話ではないですか。だからインクルージョンにしましょうと言っているんです。

○木村会長 ありがとうございます。

○片岡委員 民法が変わればこういった話をしなくていいのでしょうかけれども。あるいは条例をつくるかです。

○事務局（中丸） 今いただいたご意見につきましては、こちらでも参考にさせていただいて、また検討していきたいと思っています。こちらについては、本当に半々ということがありまして、これで決定とは思っていないので、やはりこうやってご意見をいただくことが、こちらとしてもすごく参考になりますので、ありがとうございます。また何かありましたらご意見いただければと思います。

○宮川委員 すみません、一言だけ。私も第1回の書面でいただいたときに、正直、養子縁組ということが何を意味するのかぴんと来なくて、あまり意見がきちんと言えなかったのですが、数で半々だからどうと決めるのではなくて、やはり片岡委員がおっしゃられたよ

うに、合理的な理由とか、我々のコンセプトに沿った考え方ということで検討していくのがよいかと思います。私も、養子縁組をしながらこのパートナーシップ宣誓制度の両方利用できるという考え方に賛成です。

○木村会長 ありがとうございます。今しがたいろいろな説明とやりとりを通じて、「ああ、そうだったのか」と思われた方も当然いらっしゃるかと思います。私もちょっとそういうことが念頭にありまして、現状に即した皆さんからの意見交換をしたいとここに書かせていただいているのはそういう理由もありました。

です。ですので、ちょっと事務局に確認なのですが、これ、パブコメが8月26日までとなっております。次回が10月何日というのが、後ほどご案内があるかと思うのですが、次回の協議会のときに何らかのフィードバックはいただける、それを予定されておりましたでしょうか。

○事務局（中丸） 今のところはしていなかったのですが、ちょっとその辺については、もう一回事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

○木村会長 そうですね。そこはちょっとボールをそちらに投げさせていただくような形にいたしますので、10月の次回までにその部分のご判断、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません、ちょっと超過しましたので、このあたりにさせていただきたいと思ひます。

○樋浦委員 事実婚を入れる説明の中に、「協定の締結を視野に入れ」と書いてあるものから、これはスケジュール的に言うと、これができたらそういうふうに進むということですか。それとも、もう協定を進めていこうという方針なのか。

○事務局（中丸） 協定のほうは、まだ、進めていない状態ですので、こちらの制度が決まってから、県内の自治体間相互利用の協定も始まったばかりですので、そちらのほうのどこまでその中に入って実施ができるかというところもわからない状態ですので、まだ、すぐに入るということは考えていません。

○樋浦委員 当事者の方から、ぜひ進めてほしいポイントだと伺ったりしたことがあって。

○事務局（中丸） ただ、今すぐということは、そちらについては今のところはまだ話は進んでいません。

○木村会長 ありがとうございます。

では、こちらの議題についてはこれで終了させていただきます。

その他ですけれども、お時間もあれですので、どうしてもという方ございますか。大丈夫ですか。繰り返しになりますけれども、追加であったこちらの体系の部分については、追っ

て、コメントが皆様ございましたら、ぜひ事務局にいただきたいと思います。

あと、すみません、次回に向けてですけれども、1点要望として、それまでに使われた資料などで、その当日の議論に必要なものについては、もう持ち物みたいな感じで書いていただければ。

○事務局（古谷） 本日、本当にその点、皆さんが議論されるのに大変不自由されたということで、申しわけございませんでした。次回、こういうものを持ってきてほしいということでアナウンスを事前にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○木村会長 送付資料以外でそういったものがございましたら、ぜひよろしくお願いいたします。

では、事務局に次回のスケジュールを含めてお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（諏訪問） 議事進行どうもありがとうございました。今いただいたご意見、ご指摘等、改めて事務局一同、改善してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の会議につきましては、10月8日木曜日、午後の開催を予定しております。お時間につきましては、決まり次第、また担当からご連絡させていただきたいと思います。皆様、どうぞご予定の確保をお願いしたいと存じます。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。以上で会議を終了いたします。